

# 金ヶ崎町農業委員会議事録

令和8年3月23日午後1時30分から令和8年第3回金ヶ崎町農業委員会を、金ヶ崎町役場4階大会議室に招集して開催した。

1. 本会議に出席した委員は19名で次のとおりである。

第1番委員	坂井 聡	第11番委員	高橋 新一
第2番委員	小野 まり子	第12番委員	佐藤 新浩
第3番委員	宮本 賢	第13番委員	佐藤 祝
第4番委員	倉田 和久	第14番委員	山路 和弘
第5番委員	渡辺 好章	第15番委員	小坂 倫充
		第16番委員	岩野 悦子
第7番委員	高橋 重貴	第17番委員	小嶋 教三
第8番委員	及川 宏和	第18番委員	田口 敏
第9番委員	有住 寿哉	第19番委員	高橋 正則
第10番委員	高橋 義隆	第20番委員	菊地 成壽

2. 本会議を欠席した委員は0名である。

3. 本会議に出席した者は次のとおりである。

事務局 長	関口 潤
事務局 長 補佐	高橋 真一郎
係 長	田尻 和稔
主 査	巴 春菜

4. 本会議の提出案件は次のとおりである。

報告第1号	農地の使用貸借に係る合意解約について
報告第2号	農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について
議案第1号	農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について
議案第2号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について
議案第3号	農用地利用集積等促進計画の作成要請の決定について
議案第4号	令和8年度金ヶ崎町農業委員会の最適化活動に係る目標の設定について
議案第5号	農業委員会事務局職員の人事について

5. 本会議の書記は次のとおりである。

係 長	田尻 和稔
主 査	巴 春菜

- 議 長 只今から令和8年第3回金ヶ崎町農業委員会会議を開会いたします。  
時間 13時30分
- 議 長 只今の出席委員は、19名であります。  
定足数に達しておりますので、金ヶ崎町農業委員会会議規程第11条の規定により会議は成立いたしました。
- 議 長 日程第1、議事録署名人及び書記の指名を行います。会議の議事録署名人及び書記は、会議規程第14条の規定により、議長において指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。  
——なしの声あり——
- 議 長 異議なしと認め、議事録署名人には10番高橋義隆委員、11番高橋新一委員を、書記には事務局を指名いたします。
- 議 長 日程第2、会期の決定についてお諮りします。本会議の会期は、本日午後半日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。  
——なしの声あり——
- 議 長 異議なしと認め、会期は本日午後半日間と決定しました。
- 議 務 局 長 日程第3、諸般の報告に入ります。事務局長報告を求めます。  
【別添報告書に基づいて事務局長朗読説明】  
報告が終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。  
——なしの声あり——
- 議 長 質疑がないようですので、諸般の報告を終わります。
- 議 長 お諮りいたします。  
職員の人事について町長から協議がありましたので、これを日程に追加し、議案第5号農業委員会事務局職員の人事についてを追加日程第1として、直ちに議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。  
——なしの声あり——
- 議 長 異議なしと認め、追加日程第1議案第5号を最初の議題とすることに決定しました。ただちに議案の配付をいたします。  
——議案配布——
- 議 長 追加日程第1議案第5号農業委員会事務局職員の人事についてを議題とします。事務局長説明を求めます。  
【別添議案書に基づいて事務局長朗読説明】  
説明が終わりました。お諮りいたします。  
休憩したいと思いますが、ご異議ございませんか。  
——なしの声あり——
- 議 長 異議なしと認め、暫時休憩いたします。  
——休憩——

議 長 休憩を解いて再開します。休憩前に引き続き会議を続けます。  
人事案件でございますので、質疑・討論を省略し直ちに採決しま  
す。議案第5号農業委員会事務局職員の人事について承諾することに  
賛成する委員の挙手を求めます。  
———委員挙手———

議 長 挙手全員であります。  
よって、本案件は原案のとおり承諾することに決定しました。

議 長 お諮りいたします。  
休憩したいと思います。ご異議ございませんか。  
———なしの声あり———

議 長 異議なしと認め、暫時休憩いたします。  
———休憩———

議 長 休憩を解いて再開します。休憩前に引き続き会議を続けます。

議 長 日程第4、報告第1号農地の使用貸借に係る合意解約についてを議  
題とします。  
事務局説明を求めます。

事 務 局 長 【事務局 朗読説明】  
説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。  
———なしの声あり———

議 長 質疑がないようですので、報告第1号を終わります。

議 長 日程第5、報告第2号農地法第18条第6項の規定による合意解約の  
通知ついてを議題とします。  
事務局説明を求めます。

事 務 局 長 【事務局 朗読説明】  
説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。  
———なしの声あり———

議 長 質疑がないようですので、報告第2号を終わります。

議 長 日程第6、第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請審議に  
ついてを議題とします。  
事務局説明を求めます。

事 務 局 長 【事務局 朗読説明】  
説明が終わりました。  
ここで、番号1番と2番及び8番から10番の案件について、7番  
高橋重貴委員が、農業委員会等に関する法律第31条に該当しておりま  
すので退席を命じます。  
———7番委員退席———

議 長 これより、番号1番と2番及び8番から10番の案件について質疑に入ります。

第8番委員 質疑ございませんか。

事務局 8番及川です。1番の案件ですが、売買価格が高いように感じますが情報があれば教えていただきたいです。

事務局 8番及川委員のご質問にお答えします。

議 長 売買金額についてですが、立地が道路に面しており利便性も含みで、この金額になったと聞いております。

議 長 その他、質疑ございませんか。

議 長 ——なしの声あり——

議 長 質疑なしと認めます。

議 長 討論に入ります。討論ございませんか。

議 長 ——なしの声あり——

議 長 討論なしと認めます。

議 長 質疑・討論を打ち切り、採決いたします。

議 長 番号1番と2番及び8番から10番の案件について原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

議 長 ——委員挙手——

議 長 挙手全員であります。

議 長 よって、当案件は原案のとおり決定しました。

議 長 7番高橋重貴委員の入席を許します。

議 長 ——7番委員入席——

議 長 7番高橋重貴委員の案件については、原案のとおり決定しました。

議 長 それでは、番号3番から7番及び11番から24番の案件について、質疑に入ります。質疑ございませんか。

第19番委員 19番高橋です。16番の案件についてですが、申請事由が契約更新となっていますが、借受人の経営面積は0となっています。なぜか教えて下さい。

事務局 19番高橋委員のご質問にお答えします。

事務局 番号16番の案件についてですが、議案にかける以前に契約期間が満了してしまい、所有者へ農地が戻ってしまったため、システム上、経営面積が0となっています。

議 長 その他、質疑ございませんか。

第15番委員 15番小坂です。

事務局 番号20番及び21番についてお聞きします。

事務局 これは、XXXXXXXXXXの敷地でしょうか。

事務局 15番小坂委員のご質問にお答えします。

議 長 XXXXXXXXXXの敷地であるかというご質問ですが、所有者はXXXXXXXXXXとなっていますが、場所までは把握しておりません。申し訳ありません。

議 長 その他、質疑ございますか。

議 長 ——なしの声あり——

議 長 質疑なしと認めます。

議 長 討論に入ります。討論ございませんか。

議 長 ——なしの声あり——

議 長 討論なしと認めます。  
 質疑・討論を打ち切り、採決いたします。  
 議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について、  
 許可に賛成する委員の挙手を求めます。  
 ——委員挙手——

議 長 挙手全員であります。  
 よって、本案は、許可することに決定しました。

議 長 日程第7、議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請に  
 対する意見の決定についてを議題とします。  
 事務局 説明を求めます。

事務局 局長 【事務局 朗読説明】  
 説明が終わりました。  
 つづいて、現地調査の報告を求めます。  
 はじめに、番号1番から3番の案件について、15番小坂倫充委員より  
 報告願います。

第15番委員 15番小坂です。番号1番から3番の案件について、現地調査の報告  
 をいたします。  
 3月18日の午後に、北部地区の宮本賢委員、岩野悦子委員と事務局  
 の田尻係長と現地調査に行ってきました。  
 譲受人である [ ] が農業用格納庫を建築するため、  
 譲渡人である [ ]、 [ ] と [ ] 所有の田を売  
 買により所有権を移転し、永久転用しようとするものです。  
 農地転用の許可基準である立地基準についてですが、申請地は、「お  
 おむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に  
 該当するため、第1種農地となりますが、農業用格納庫を建築しよう  
 とするものであることから例外規定である「農機具格納庫等農業生産  
 資材の貯蔵又は保管の用に供する施設」に該当すると判断します。  
 一般基準についてですが、関連法令の許認可の見込みがあり、計画  
 に見合う資金の裏付けがあることから、事業実施の確実性があること  
 を確認しました。  
 また、周辺農地への被害防除措置としては、法面に種子吹付し、乗  
 入れ部は、アスファルト舗装及び敷地全面を砂利敷きで整備し、また  
 西側の農地より低い計画高としているため土砂流出の被害が想定され  
 ず、雨水排水は砂利敷き仕上げによる地下浸透排水を基本とし、法面  
 保護を目的とした排水設備を敷地外周部に設置し既存水路へ放流する  
 計画であることから土砂の流出、崩壊その他の災害を発生させるおそ  
 れ、農業用排水施設の機能に支障を生じるおそれはないものと考え  
 られます。  
 以上のとおり許可基準を満たしていることから、農地転用は、許可  
 相当であると判断いたしました。  
 以上で現地調査の報告を終わります。

議 長 ご苦労様でした。  
次に番号4番の案件について、12番佐藤浩幸委員より報告願います。

第12番委員 12番佐藤です。番号4番の案件について、現地調査の報告をいたします。  
3月17日午前、南方地区の高橋義隆委員、山路和弘委員と事務局の田尻係長と現地調査に行ってきました。  
譲受人である[ ]が宅地分譲するため、譲渡人である[ ]の田を売買により取得し、永久転用しようとするものです。  
農地転用の許可基準である立地基準についてですが、申請地は、都市計画法上の用途地域内に指定されているため、第3種農地に該当することから、農地転用の制限を特に受ける場所ではありません。  
一般基準についてですが、関連法令の許認可の見込みがあり、計画に見合う資金の裏付けがあることから、事業実施の確実性があることを確認しました。  
また、周辺農地への被害防除措置としては、西側の隣接する農地より地盤高を低く設定し、農地側への土砂流出を防止する。雨水排水は、開発道路に設置する側溝にて集水し、今回、土側溝からU字側溝に改修する町道の側溝へ放流する計画であることから土砂の流出、崩壊その他の災害を発生させるおそれ、農業用排水施設の機能に支障を生じるおそれはないものと考えられます。  
以上のとおり許可基準を満たしていることから、農地転用は、許可相当であると判断いたしました。  
以上で現地調査の報告を終わります。

議 長 ご苦労様でした。  
次に番号5番と6番の案件について、14番山路和弘委員より報告願います。

第14番委員 14番山路です。番号5番と6番の案件について、現地調査の報告をいたします。  
3月17日午前、南方地区の高橋義隆委員、佐藤浩幸委員と事務局の田尻係長と現地調査に行ってきました。  
譲受人である[ ]が宅地分譲するため、譲渡人である[ ]と[ ]の田を売買により取得し、永久転用しようとするものです。  
農地転用の許可基準である立地基準についてですが、申請地は、都市計画法上の用途地域内に指定されているため、第3種農地に該当することから、農地転用の制限を特に受ける場所ではありません。  
一般基準についてですが、関連法令の許認可の見込みがあり、計画に見合う資金の裏付けがあることから、事業実施の確実性があることを確認しました。  
また、周辺農地への被害防除措置としては、開発区域から土砂等の流出がないよう十分な転圧を施し、法面保護シート敷き被害を防止する。雨水排水は、開発道路に設置する側溝にて集水し、町道の側溝へ

放流する計画であることから土砂の流出、崩壊その他の災害を発生させるおそれ、農業用排水施設の機能に支障を生じるおそれはないものと考えられます。

以上のとおり許可基準を満たしていることから、農地転用は、許可相当であると判断いたしました。

以上で現地調査の報告を終わります。

議

長

ご苦労さまでした。

最後に、番号7番の案件について、16番岩野悦子委員より報告願います。

第16番委員

16番岩野です。番号7番の案件について、現地調査の報告をいたします。

3月18日の午後に、北部地区の宮本賢委員、小坂倫充委員と事務局の田尻係長と現地調査に行ってきました。

借受人である[ ]が土木工事業用の砂利を採取するため、貸付人の[ ]が所有する畑を使用貸借権の設定により貸借し、一時転用しようとするものです。

農地転用の許可基準である立地基準についてですが、申請地は、「農業振興地域内の農用地区域内農地」に該当しますが、砂利採取法に基づく採取計画により6カ月間の事業期間で砂利を採取しようとするものであり、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすことのない3年以内の期間で一時的な利用であることから許可の例外規定に該当すると判断します。

一般基準についてですが、関連法令の許認可の見込みがあり、計画に見合う資金の裏付けがあることから、事業実施の確実性があることを確認しました。

また、周辺農地への被害防除措置としては、隣接する土地に対しては保安距離を取るとともに防護柵を設ける、また採取区域内においては採掘と埋め戻しを順次行うことで大型の盛土の発生を抑制し、乾燥時には散水を行い土砂の飛散及び流出を防止する、雨水排水は、地下浸透とし、水中掘削となる場合は水切り後に搬出し、周辺農地への被害を防止する、事業完了後は、事業主所有の土地より土を運び入れ土壌改良して農地に復旧する計画であることから土砂の流出、崩壊その他の災害を発生させるおそれ、農業用排水施設の機能に支障を生じるおそれはないものと考えられます。

以上のとおり許可基準を満たしていることから、農地転用は、許可相当であると判断いたしました。

以上で現地調査の報告を終わります。

議

長

ご苦労様でした。

ここで、番号1番から3番の案件について、5番渡辺好章委員が、農業委員会等に関する法律第31条に該当しておりますので退席を命じます。

——5番委員退席——

議

長

これより、番号1番から3番の案件について質疑に入ります。  
質疑ございませんか。

第 1 8 番 委 員

18 番田口です。

形式上は問題ないと思いますが、農地を安く買って、宅地等に転用して高く売ること、税金をころがしているようにも見受けられます。

いつから所有していたのか、きちんと農業経営していたのか。最初から転売を目的としているのではないかと感じて、農業委員としては異議を申し立てることができないのが、つらいと感じます。

事 務 局

18 番田口委員のご質問にお答えします。

お金の流れについてですが、農地転用を実施する場合は、残高証明や借入資金で事業実施ができるか判断をしています。今回は売の案件がありますが、それがなかったとしても、事業実施する資金があると判断しております。

議 長

その他、質疑ございますか。

——なしの声あり——

議 長

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ございませんか。

——なしの声あり——

議 長

討論なしと認めます。

質疑・討論を打ち切り、採決いたします。

番号 1 番から 3 番の案件について、許可相当の意見を付すことに賛成する委員の挙手を求めます。

——委員挙手——

議 長

挙手全員であります。

よって、当案件は許可相当の意見を付して県に進達することに決定しました。

5 番渡辺好章委員の入席を許します。

——5 番委員入席——

議 長

5 番渡辺好章委員の案件については、許可相当の意見を付して県に進達することに決定しました。

それでは、番号 1 番から 3 番以外の案件について、質疑に入ります。質疑ございませんか。

第 2 番 委 員

2 番小野です。7 番は砂利採取の案件ですが、周辺の並びは田でしょうか。私の自宅付近でも以前に砂利採取の案件がありましたが、水の出が悪くなりました。そのような心配はないですか。

事 務 局

2 番小野委員のご質問にお答えします。番号 7 番の案件についてですが、周辺の農地はすべて畑となっています。

こちらは以前、金精を作付けしていた場所ですが、現状は、遊休農地と判定し通知を出した場所です。草木も茂っているので、土壌改良し、使いやすい畑にするという目的もございます。

水の流れについては、水源・水路もなく、特に影響はないものと考えています。

議 長

その他、質疑ございませんか。

——なしの声あり——

議 長

質疑なしと認めます。

- 議長 長 討論に入ります。討論ございませんか。  
 ——なしの声あり——  
 議長 長 討論なしと認めます。  
 質疑・討論を打ち切り、採決いたします。  
 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について、許可相当の意見を付すことに賛成する委員の挙手を求めます。  
 ——委員挙手——  
 議長 長 挙手全員であります。  
 よって、本案は許可相当の意見を付して県に進達することに決定しました。
- 議長 長 日程第8、議案第3号農用地利用集積等促進計画の作成要請の決定についてを議題とします。  
 事務局説明を求めます。  
 事務局 局長 【事務局 朗読説明】  
 説明が終わりました。  
 ここで、利用権設定番号1番の案件について、13番佐藤祝委員と19番高橋正則委員が、農業委員会等に関する法律第31条に該当しておりますので退席を命じます。  
 ——13番委員及び19番委員退席——  
 議長 長 これより、利用権設定番号1番の案件について質疑に入ります。  
 質疑ございませんか。  
 ——なしの声あり——  
 議長 長 質疑なしと認めます。  
 討論に入ります。討論ございませんか。  
 ——なしの声あり——  
 議長 長 討論なしと認めます。  
 質疑・討論を打ち切り、採決いたします。  
 利用権設定番号1番の案件について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。  
 ——委員挙手——  
 議長 長 挙手全員であります。  
 よって、当案件は、原案のとおり決定しました。  
 13番佐藤祝委員と19番高橋正則委員の入席を許します。  
 ——13番委員及び19番委員入席——  
 議長 長 13番佐藤祝委員と19番高橋正則委員の案件については、原案のとおり決定しました。  
 続いて、利用権設定番号2番の案件について、11番高橋新一委員が、農業委員会等に関する法律第31条に該当しておりますので退席を命じます。  
 ——11番委員退席——

議 長 これより、利用権設定番号 2 番の案件について質疑に入ります。  
質疑ございませんか。  
——なしの声あり——

議 長 質疑なしと認めます。  
討論に入ります。討論ございませんか。  
——なしの声あり——

議 長 討論なしと認めます。  
質疑・討論を打ち切り、採決いたします。  
利用権設定番号 2 番の案件について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。  
——委員挙手——

議 長 挙手全員であります。  
よって、当案件は、原案のとおり決定しました。  
11 番高橋新一委員の入席を許します。  
——11 番委員入席——

議 長 11 番高橋新一委員の案件については、原案のとおり決定しました。  
それでは、利用権設定番号 1 番と 2 番以外の案件について、質疑に入ります。

議 長 質疑ございませんか。  
——なしの声あり——

議 長 質疑なしと認めます。  
討論に入ります。討論ございませんか。  
——なしの声あり——

議 長 討論なしと認めます。  
質疑・討論を打ち切り、採決いたします。  
議案第 3 号農用地利用集積等促進計画の作成要請の決定について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。  
——委員挙手——

議 長 挙手全員であります。  
よって、本案は、原案のとおり決定しました。

議 長 日程第 9、議案第 4 号令和 8 年度金ケ崎町農業委員会の最適化活動に係る目標の設定についてを議題とします。  
事務局説明を求めます。

事務局 局長 【事務局 朗読説明】  
説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。  
質疑ございませんか。

第 5 番 委員 5 番渡辺です。農地利用最適化推進委員について、岩手県内で設置していないのは、金ケ崎町と矢巾町であったと思いますが、他市町村で、推進委員を設置していない市町村があれば教えてください。

事務局 5 番渡辺委員のご質問お答えします。岩手県内で農地利用最適化推進委員を設置していない市町村はどこかというご質問ですが、変わらず、金ケ崎町と矢巾町のみです。

第 5 番 委 員 5 番渡辺です。農業会議の方で、考え方等が示されているのであれば教えて下さい。

事 務 局 5 番渡辺委員のご質問にお答えします。集積率 70%を超える場合に、最適化推進委員を設置しなくていいとなっています。

議 長 なかなか難しい目標ではありますが、地域計画の制度上でも、農地集積は必要なものでありますので、方向性としては、集積率を上げていくことを求められています。

第 17 番 委 員 その他、質疑ございませんか。

事 務 局 17 番小嶋です。農地集積目標の 85%は高いように感じますが、基盤整備では、85%を確保することが義務付けられていますので、その辺りの考え方と同様なのか教えて下さい。

議 長 17 番小嶋委員のご質問にお答えします。集積率 85%というのは国の目標であります。それがそのまま県へそして市町村への目標となっています。

議 長 基盤整備の 85%については、助成金の目安の 15%となっていますので、同じ 85%でも意味合いが異なるものとなっています。

議 長 その他、質疑ございませんか。

議 長 ——なしの声あり——

議 長 質疑なしと認めます。

議 長 討論に入ります。討論ございませんか。

議 長 ——なしの声あり——

議 長 討論なしと認めます。

議 長 質疑・討論を打ち切り、採決いたします。

議 長 議案第 4 号令和 8 年度金ケ崎町農業委員会の最適化活動に係る目標の設定について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

議 長 ——委員挙手——

議 長 挙手全員であります。

議 長 よって、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 これで、本日の日程は、全部終了いたしました。

議 長 令和 8 年第 3 回金ケ崎町農業委員会会議を閉会します。ご苦労さまでした。

時間 14 時 30 分